

第12 地域創生・人口減少問題対策の推進

＜地域創生局地域戦略課＞

1 第2期北海道創生総合戦略の効果的な推進

令和3年（2021年）12月に改訂した第2期北海道創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）に基づき、各施策の効果的な推進を図るとともに、5年間の戦略推進期間の最終年度を迎えることから、次期戦略策定に向けた検討を進めます。

また、国の地方創生関係交付金も活用しながら、地域創生・人口減少問題に関する施策を一体的に推進します。

(1) 戦略推進の基本方針

総合戦略に掲げる施策は、基本認識の共有と全員参加、市町村戦略との一体的推進、札幌市との連携強化、ポストコロナを見据えた社会変革や行動変容への対応など、7つの方針に基づき推進を図ります。

(2) 重点戦略プロジェクトの展開

基本戦略に掲げる施策のうち、北海道の人口減少対策の中核として、地域創生の根幹をなす「まち」「ひと」「しごと」の3本柱に対応した3つのプロジェクトのほか、その効果を高める横断的な取組として2つのプロジェクトを設定し、戦略の推進期間である5年間を通じて政策資源を集中投入するなど、重点的な展開を図ります。



(3) 市町村戦略支援

地域づくりの拠点である振興局を中心に、地域の実情に応じ、市町村総合戦略の着実な推進に資する市町村の創意工夫を活かした取組が行えるよう、「資金・人・情報」の3つの側面から積極的に支援を行います。

(4) 札幌市との連携

「地域の発展なくして札幌市、北海道の発展はない」との共通認識のもと策定した「北海道と札幌市の連携による人口減少対策共同プログラム(2020～2024年)」に基づき、「自然減」と「社会減」対策の双方に寄与する「働き方改革と女性活躍の推進」、「首都圏等からの移住・UIターンや若者の地元定着の促進」に加え、「関係人口の創出・拡大に向けた連携」など「札幌市が有する都市機能等の地域での活用促進」を推進します。

2 総合振興局・振興局を拠点とした地域づくりの推進

地域を取り巻く社会経済情勢が厳しい状況にある中、様々な地域課題の解決や地域の活性化を図るためには、道民、市町村及び道が相互に連携・協働しながら、地域振興に関する施策を強力に推進していくことが必要です。

こうした考え方に立ち、道では、平成21年4月に、地域振興に関する基本理念や道の責務を明らかにするとともに道の施策の基本となる事項を定める「北海道地域振興条例」を施行し、平成26年10月には、人口減少に伴う地域課題への対応や地域の実情に応じた施策の効果的な推進に当たって、振興局がその中核的な役割を担うことなどを施策推進の基本方針に加える条例改正を行いました。

引き続き、この条例の基本理念や施策推進の基本方針に基づいた各般にわたる地域政策を総合的かつ計画的に進めます。

また、地域の多様な課題に対応し、地域の実態を踏まえた施策を効果的に推進していくためには、地域づくりの拠点である振興局が市町村と一体となって地域の強みや可能性を活かした取組を進めていくことが重要であり、振興局による各般の地域振興施策を最大限活用し、市町村とともに地域づくりを推進します。

(1) 連携地域別政策展開方針に基づく施策の推進

令和3年12月に策定した「連携地域別政策展開方針」は、北海道地域振興条例に基づき、地域振興を効果的に推進するため、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って6つの連携地域ごとに策定する地域計画であり、それぞれの地域のめざす姿の実現に向け、多様な主体と連携・協働して、地域の特性や資源などを活かしたプロジェクトを推進します。

方針の推進に当たっては、振興局所管地域ごとに「地域づくり連携会議」などを開催し、プロジェクトの効果的な推進を図るとともに、総合計画に基づく「重点戦略計画」や「特定分野別計画」と一体で推進します。

(2) 振興局からの政策提案を通じた施策等への反映

振興局が地域とともに課題解決に向けた取組を進めていくための対応を「政策提案」として取りまとめ、全庁横断的な調整を行いながら、道の施策への反映を図ります。

(3) 振興局独自政策の推進

振興局自らが地域と連携・協働のもと、地域に根ざした政策を推進する「地域政策推進事業」により、地域課題の解決に向けた取組や道・市町村の総合戦略の推進を図ります。また、「地域共創推進事業」によって、民間事業者等との連携による地域創生を推進します。

事業の実施にあたっては、地域の実情を十分に踏まえるほか、市町村との協働により実施される事業を地域づくり総合交付金で支援するなど、振興局と市町村が一体となった地域づくりを一層強化していきます。

(4) 地域における政策の形成

振興局が、市町村の創生総合戦略の推進状況や地域課題を把握するための「地域創生ミーティング」のほか、振興局と市町村の協働プロジェクトのブラッシュアップや新たな施策検討を行う「振興局と市町村との協働政策検討会」などの実施を通じて、地域の課題解決に向けた政策の形成を図ります。

(5) 地域への人材支援

振興局長が市町村長からの意向を踏まえながら派遣先市町村を決定できる「地域振興派遣」や市町村の地域創生の取組に重点的に対応するため、振興局職員が出張により協力・支援を行う「地域創生出張サポート制度」により、地域ニーズに対応した市町村への人材支援を実施します。

3 知事の地域訪問

知事が地域を訪問し、地域の課題等を共有して、道の施策に反映することを目的に、市町村長や地域で活躍されている方々との直接対話を通じて地域との絆を深める「スクラムトーク」と地域づくり実践者等との懇談により、地域の創意工夫ある取組を直接お聞きし、広く発信していく「なおみちカフェ」を実施します。

1 地域政策の推進

北海道地域振興条例や北海道創生総合戦略、各市町村の総合計画や創生総合戦略などに基づく各地域の重要な施策等を重点的に推進するため、地域の実情に応じた政策の形成や地域の創意と工夫による自立的な取組を推進します。

(1) 地域活性化に向けた支援

個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域課題の解決や地域活性化を図るために実施する地域の創意と主体性に基づく市町村や各種団体等の様々な取組に対し、「地域づくり総合交付金」で支援します。

また、(一財)地域活性化センター等の各種助成制度について助言等を行うとともに、(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)と連携して民間事業活動等を支援します。

(2) 地域再生等の取組の促進

公的需要に大きく依存する北海道の地域経済が民間主導の自立型経済へと転換していけるよう、「地域再生」の提案や計画作成に向けた地域の自主的・主体的な取組を促進します。

また、地域の活性化を一層促進するため、知事の権限にかかわる規制の緩和や支援を行う北海道版構造改革・地域再生特区(北海道チャレンジパートナー特区)の取組を推進します。

2 条件不利地域の支援

道内には、人口減少により地域の活力が低下し、過疎地域に指定されている152市町村のほか、条件不利地域として、交通等のハンディキャップがある離島6町、生活の利便性に課題がある辺地を抱える75市町村(総合整備計画を定めている市町村)、産業基盤や生活環境の整備等が必要な山村地域を有する96市町村、半島地域25市町村及び特別豪雪地帯86市町村があります。

道では、国や市町村と連携し、このような条件不利地域に対する国の特別施策を推進することにより地域の振興発展に努めるとともに、国の交付金を活用した協調補助や道単独補助金などにより、地域の実情に即して進められる個性的で魅力あるまちづくりを支援します。

(1) 地域振興計画等の推進

① 道が策定する北海道過疎地域持続的発展方針・計画、北海道離島振興計画、半島振興計画、北海道山村振興基本方針及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画を推進します。

② 市町村が策定する辺地総合整備計画、過疎地域持続的発展計画及び山村振興計画に対し、助言を行います。

(2) 地域振興施策による支援

過疎地域及び豪雪地帯の対策並びに離島地域、半島地域及び山村地域の振興のため、国の補助事業等を活用した地域振興の取組や施設整備を促進するほか、特定有人国境離島地域の離島航路及び航空路運賃の低廉化を支援するとともに、雇用機会拡充や滞在型観光等を促進します。

また、本土と比較して価格差のある離島地域の家庭用プロパンガスの航路運送費について支援します。

3 集落対策の促進

道内の集落では、人口減少により小規模化や高齢化が進行し、地域活性化を担う人材不足や生活環境の悪化など、課題がより複雑・多様化しているところです。

そのため、市町村や住民の主体的な取組の促進を図ることを目的に、集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落問題に関する研究、地域の課題解決を支援するための個別相談会や集落間の交流を深める場づくりに取り組みます。

さらに、集落の維持・活性化のための支援や、先進的な取組等の普及・発信、地域を支える人材・担い手育成に取り組みます。

4 地域づくり活動の促進

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や生活様式の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、住民ニーズや地域課題が複雑化する中で、活力にあふれ、持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政のみならず、市民やNPO、企業など地域の多様な主体がその担い手となってお互いに協力し合い、地域が目指す方向に向かって取り組んでいくことが必要になってきています。

このため、道では、様々な課題に自ら立ち向かうことができる活力ある地域社会の構築を目指し、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上に向けた取組を推進します。

また、地域の魅力ある資源を活用した地域づくりに取り組みます。

(1) 「地域力」の育成・向上に向けた情報の収集・発信

「地域力」の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例など「地域力」に関する情報の収集・発信を行い、「地域力」に対する道民や市町村の理解を深め、「地域力」の向上に向けた全道的な取組を促進します。

(2) 地域づくり活動への支援

地域づくりに取り組んでいる活動現場に伺い、情報提供や相談業務、意識醸成など、地域づくりのサポートに取り組むとともに、住民と行政の協働の取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際に核となる担い手の育成を行います。

また、人口の急減に直面している地域において、地域の担い手が確保されるよう、特定地域づくり事業協同組合制度の活用を市町村に働きかけます。

(3) 歴史・文化・自然に関する地域資源を生かした地域づくりの推進

日本遺産や、ジオパーク、恐竜・化石など、歴史・文化・自然に関する地域資源を生かした個性あふれる地域づくりを支援します。

また、道内の歴史的建築物や自然、ジンギスカン、アイヌ文様など、次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から「道民の宝物」として選定された74件の北海道遺産について、「NPO法人北海道遺産協議会」と連携し、その保全や活用の取組を支援します。

5 移住・定住の促進

東京（東京交通会館8階）及び道庁内に開設している「北海道ふるさと移住定住推進センター」において、「しごと」「住まい」「暮らし」など本道への移住に関する情報提供やきめ細かな相談対応を行います。

また、市町村等で構成する「一般社団法人北海道移住交流促進協議会」をはじめとする関係機関と連携しながら、本道の暮らしや仕事に関するセミナー・相談会等を開催するほか、交流イベントやWeb広告などのプロモーションを展開するなど、移住関心層の取り込みを図ります。

6 北海道らしい関係人口の創出・拡大

本道出身の方はもとより、様々な形で北海道に関わりを持っていただいている方などを北海道らしい関係人口として、新しい働き方であるワーケーションの取組を推進するとともに、道への関心を持つ道内外の若年層を中心にバーチャルでの交流イベントや首都圏でのリアル交流会を開催するほか、スポットワーカーを地域に呼び込む取組により関係人口の更なる創出・拡大を図ります。

7 自転車の活用及び安全な利用の推進

「北海道自転車条例」が掲げる理念の実現に向け策定した「第2期北海道自転車利活用推進計画」に基づき、国・市町村・関係団体と連携しながら、道民の健康増進、環境負荷低減に資するといった自転車のメリットを感じてもらおうイベントの開催や道内の魅力的なサイクルートのPRなどを行い、自転車の活用及び安全な利用を推進します。

8 東日本大震災による避難者への支援

東日本大震災に伴い、被災地から避難されてきた方々が安心して暮らせるよう市町村や関係団体等と連携し、総合相談窓口の設置のほか、将来の帰還や生活再建に向けて、生活支援情報の提供や交流相談会等による心のケア事業を行います。

9 北海道胆振東部地震被災地域の復興支援

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、甚大な被害を受けた地域を支援するため、「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」に基づく取組の推進管理、及び被災地域の復旧・復興に向けた地域復興策等に係るニーズの把握や国・関係機関・団体などとの総合調整を行います。

第14 市町村自治の振興

<地域行政局市町村課>

道内市町村は、施策の重点化や組織のスリム化など徹底した行財政改革に鋭意取り組んでいますが、歳入においては、地方税などの自主財源の割合が低く地方交付税に依存した弱い財政構造にあり、歳出においては、扶助費、公債費などの義務的経費の負担が大きく、厳しい財政運営が続いています。

また、住民に身近な行政を執行している市町村が、多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、行財政基盤のより一層の充実・強化を図るとともに、行財政運営に関する説明責任を確実に果たすことが求められています。

さらに、住民の日常生活に密接に関連する上水道、下水道、病院事業などの地方公営企業の経営を取り巻く環境については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は一層厳しさを増している中、必要な住民サービスを安定的に継続していくことが喫緊の課題となっており、特に、医師や看護師の不足などにより大変厳しい経営環境にある病院事業においては、地域医療提供体制の確保と病院経営の健全化が最大の課題となっています。

こうした厳しい市町村の行財政運営の状況を踏まえ、適切な助言や必要な支援等を行います。

1 市町村行政への助言等

市町村がより効率的な行政運営を図るとともに、多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応できるよう、行政手続の透明性の確保や地域の実情に応じた広域行政の取組など、適切な助言等を行います。

2 市町村財政への助言等

市町村財政が適正かつ円滑に運営されるよう、効率的な財政運営のアドバイスや各種事業推進にあたっての財源相談、また、地方公共団体財政健全化法に基づく各種指標の公表や、統一的な基準による財務書類の作成及び地方公会計制度活用の推進を行います。

さらに、災害に強いまちづくりに向けた防災施設や庁舎改築にあたっての地方債発行をサポートするほか、老朽化対策が大きな課題となっている各種公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした「公共施設総合管理計画」の内容充実・更新に向けて助言していきます。

3 地方公営企業経営健全化への助言等

地方公営企業が効率的かつ健全に経営されるよう、料金や経費負担区分の適正化、経営戦略の策定・改定、経営健全化計画等の着実な推進、公営企業法適用の移行支援など、適切な助言等を行います。

4 夕張市財政再生計画の円滑な推進

夕張市における財政再生計画の着実な実行や地域再生に向けた取組等を支援するため、庁内関係部局と連携し、適切な助言等を行います。

5 市町村振興基金の効果的な運用

市町村の公共施設や生活基盤等の整備などに要する資金の貸付制度である市町村振興基金を効果的に運用し、市町村の振興に必要な財政支援を行います。

6 市町村税の徴収成績向上対策の推進

自主財源である市町村税の収入確保は極めて重要な課題であることから、市町村との相互協力関係を一層強化し、市町村税及び道税の徴収率の向上を図るため、総務部財政局税務課と共同して市町村に助言等を行うとともに、市町村が広域的な徴収組織による滞納整理の取組を行う場合は、庁内関係部局と連携して必要な支援を行います。

7 道と市町村等との職員交流の充実

職員交流を進め、道と市町村等との結びつきを強化し、双方の職員の行政能力の向上や地域振興施策の推進を図ります。

第15 広域連携及び地方分権の推進

<地域行政局行政連携課>

広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少や少子高齢化に伴い今後顕在化する課題に対応し、地域で持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、広域的な連携が重要となることから、道と市町村及び市町村間における広域連携の取組を積極的に推進するとともに、地域のことは地域が自ら決定できる分権型社会の構築を目指し、さまざまな特区制度の活用など地方分権の推進に係る取組を進めます。

また、地方からの発意による国の義務付け・枠付けの見直しや地方への事務・権限の移譲などの分権改革についても、全国知事会等と連携しながら、地域の自主性・自立性の一層の向上を図られるよう取組を進めます。

1 自治体間における広域連携の促進

人口減少が進む中、地域が多様な行政サービスを持続的に提供していくため、振興局毎に策定した広域連携による対応の方向性を示す「広域連携前進プラン」に基づき、道と市町村及び市町村間の連携による取組を各地域で実施するとともに、「広域連携推進検討会議」により取組状況を検証し、必要に応じてプランの見直しを図ります。

また、国の広域連携制度の活用が困難な地域における広域連携の取組を地域づくり総合交付金により支援するほか、新たに事務を共同化する市町村等へ道職員を派遣するなど、地域の実情に応じた様々な広域連携の取組を支援します。

2 道州制特区提案に向けた取組

地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲等を先行的、モデル的に推進します。

3 構造改革特区等の取組

地域の特性を活かした活性化を実現するために、地域の取組の支障となる規制等を緩和する手段の一つである構造改革特区制度等の活用を促進します。

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

地方分権一括法に基づく国から地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等に向け、引き続き、関係先と連携を図りながら円滑に移譲が進むよう調整を行っていきます。また、地方分権改革に関する提案募集方式による提案を、市町村と連携するなど効果的に行うとともに、全国知事会とも連携して、提案の実現に向けた国への働きかけを行うなど、地方分権改革の取組を推進します。

5 道から市町村への事務・権限の移譲

住民サービスの向上を図り、活力ある地域づくりを進めるためには、住民に最も身近な市町村に幅広く事務・権限を移譲し、市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことが重要であることから、「道から市町村への事務・権限移譲方針」（令和6年3月改訂）に基づき、市町村への個別説明などによる働きかけを行うほか、権限移譲に係る初期投資に対する財政支援や、多数の権限を受ける市町村等に対する道職員の派遣を実施します。

第16 総合交通対策及び交通・物流ネットワークの構築

<交通政策局交通企画課>

本道を取り巻く環境の変化や公共交通における課題を踏まえ、総合計画に掲げるめざす姿「輝きつづける北海道」の実現を支えるため、総合的な交通ネットワークの形成に取り組んでいます。

1 総合的な交通ネットワークの形成

道では、北海道新幹線札幌延伸が予定される令和12年度（2030年度）を目標として、本道の更なる発展を支える交通ネットワークの実現に向け、平成30年（2018年）3月に「北海道交通政策総合指針」を策定し、関係者との連携・協働により取組を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ICTを活用したライフスタイル・ビジネススタイル等に变化することで、公共交通需要が減少し、小口宅配需要が増加するなど、人流・物流にも大きな変化が見られています。

令和6年度も本指針に基づき、引き続き関係者が協働し、本道のさらなる発展を支える「世界をひきつけ、地域の未来を創る交通ネットワークの実現」に向けた取組を進めていきます。

[北海道の交通基盤の現況]



2 地域交通の確保

本道では広域分散型の地域構造という特性により自家用車が交通手段として普及しており、また、人口減少や少子高齢化などの進展により、多くの地域においてバス利用者が減少傾向にあるなど、交通事業者を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。

地域の日常生活に欠かせないバス路線を確保するため、運行経費等の助成を行うとともに、乗合バス事業の活性化や、地域の実情に応じた移動手段の最適化に向けた検討など地域との連携した取組を推進します。

(1) 生活バス路線の確保

バス路線の運行経費や廃止されたバス路線を市町村等が代替して運行する経費等について、国や市町村と協調して助成を行います。

また、バス事業者や市町村と連携しながら、バス事業の生産性向上や運転手確保対策、路線の最適化など、地域公共交通計画に基づく各般の施策を着実に進め、持続可能な地域交通の確保に向けた取組を推進します。

[令和5年度地域間幹線系統確保維持事業費補助金・令和5年度生活交通路線維持対策事業費補助金 実績] (単位：千円)

事業名	事業費	事業内容	
対象期間：R4.10.1～R5.9.30			
地域間幹線系統確保維持事業	1,079,032	26 事業者	144 路線
生活交通路線維持対策事業			
広域生活交通路線維持費	125,240	12 事業者	45 路線
市町村生活バス路線運行費	22,230	11 市町村	19 路線
		3 事業者	5 路線

[令和5年度地域間幹線系統車両減価償却費等補助金 実績] (単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	5,171	3 事業者

(2) バスの利便性向上

高齢化が進展する中、ノンステップバスの導入などにより高齢者等の移動の利便性と安全性を高める事業等に助成を行い、バスの利便性向上を図り、利用促進につなげます。

(3) 運輸事業の振興

運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、営業用バス及びトラックの輸送力の確保や輸送コストの上昇の抑制等を図るため、バス及びトラック事業者によって構成される公益法人等に対し、運輸事業振興助成交付金を交付します。

[令和5年度運輸事業振興助成交付金 実績] (単位：千円)

交付対象事業者	事業費
一般社団法人北海道バス協会	67,533
公益社団法人北海道トラック協会	849,384

(4) 離島航路の維持・確保

離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航路の維持・確保に向け、国や市町村と協調して離島航路事業者に対する欠損補助を行うほか、住民運賃割引を行う事業者に対する支援に取り組みます。

(5) 地域公共交通計画（広域）の推進

市町村や交通事業者等と連携し、地域にとって最適な交通体系の構築に向け、広域で策定した地域公共交通計画の着実な推進に取り組みます。

3 鉄道交通ネットワークの形成

広域分散型の社会構造にある本道において、鉄道は、主要都市間を結ぶ幹線交通や通勤・通学などの生活交通としての役割はもとより、観光、物流など産業全般にも関わる重要な交通基盤であることから、持続的な鉄道網の確立に向け、JR北海道や市町村など地域関係者と一層連携し、鉄道の利用促進の取組を進めていきます。

また、北海道新幹線開業に伴う並行在来線については、五稜郭・木古内間の運行を担う道南いさりび鉄道(株)の支援を行うとともに、札幌開業時にJR北海道から経営分離される函館・小樽間の地域交通の確保方策等について、沿線自治体と協議・検討を行います。

4 地域を支える交通・物流ネットワークの構築

公共交通は、住民の移動手段として不可欠な社会基盤であり、バスや鉄道などの交通事業者が連携し、利便性の向上を促進していくことが必要です。このため、モデル地域における取組の成果をもとに、利便性が高くストレスのないシームレスな移動環境の実現に向けた取組を推進します。

また、四方を海に囲まれた本道において、本道で生産される農水産物や工業製品の道外への輸送、生活必需品の道内への供給など、国内外との物流や、港湾などのインフラは、本道の経済活動や道民生活を支える重要な役割を担っており、本道からの輸出拡大に向けた取組や国内・道内の物流ネットワークの強化、港湾機能の充実、北極海航路の活用に向けた取組等を推進します。

(1) シームレスな交通体系の実現に向けた取組の検討

シームレス交通の全道展開に向け、モデル地域における取組をベースに全道各地域の関係者が一体となった連携体制を構築するとともに、それぞれの地域にあった取組を検討・実施していくことで、行きたい場所にスムーズに行ける移動環境の充実を図ります。

(2) 本道の観光振興や地域経済の活性化に向けた取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道への観光客が激減していることから、新北海道スタイルの実践のもと、道内、国内、海外への段階的な観光需要回復に向けた取組を進めます。

また、交通アクセスの向上や受入体制の充実を図ることで、全道各地への周遊を促し、北海道に活力をもたらす交通ネットワークの実現に向けた取組を進めます。

(3) 本道からの輸出拡大に向けた取組

海外需要を一層開拓し輸出拡大を図るため、道産食品の輸出先の多角化や国内外の市場開拓等を目指し、混載輸送など民間企業等との連携による効率的な輸送体制の整備に向けた取組を推進します。

(4) 国内・道内の物流ネットワークの強化

道内間・北海道一本州間における安定的かつ効率的な物流ネットワークの確保に向けて、関係者と連携しながら、共同輸送・中継輸送などの輸送の効率化やモーダルシフトの推進などに取り組みます。

(5) 北極海航路の活用に向けた取組

新たな海上輸送ルートとして注目を浴びている北極海航路は、既存ルートと比較して距離が約4割短縮され、道内港湾の活用により、本道経済の活性化に繋がることが期待されています。

国や港湾管理者、大学等研究機関、民間企業などと連携し、最新動向等の情報共有を図り、北極海航路の利活用に向けた取組を推進します。

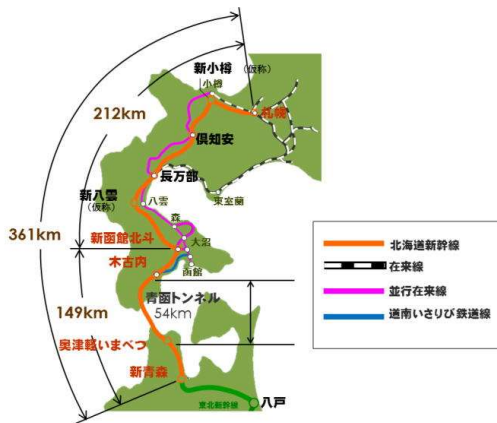
5 北海道新幹線の建設促進に向けた取組

新幹線が、札幌から鹿児島まで繋がり、リスク分散型の高速交通ネットワークが構築されることにより、我が国の経済発展と強靱な国土・地域づくりに大きく貢献するとともに、北日本全体のポテンシャルを高め、北海道、東北両地域の発展を加速させることができます。

新青森・新函館北斗間については、平成28年（2016年）3月26日に開業しましたが、青函共用走行区間等における新幹線高速走行の早期実現に向けた取組を推進するとともに、新函館北斗・札幌間については、より大きな新幹線効果を早期に発現させるためにも、整備を促進し早期完成を図ることが必要です。

このため、道では、北海道新幹線建設促進期成会など関係団体と一体となって、国などに対し積極的な要望活動を行うとともに、市町村等と連携した取組を展開しています。

◇ 北海道新幹線（新青森・札幌間）概要図



◇ 青函共用走行区間概要図



※令和6年度のゴールデンウィーク期間に時間帯区分方式により実施予定

6 新青森・新函館北斗間の開業効果の拡大に向けた取組

平成28年（2016年）3月に開業した北海道新幹線の開業効果を一過性のもので終わらせないよう、引き続き、新幹線を利用した様々な分野での連携・交流を拡大していくことが重要です。

このため、引き続き、市町村や北海道観光振興機構、JR北海道などと連携し、新幹線を活用した国内外観光客の誘客、教育旅行の誘致に取り組むとともに、歴史的につながるの深い東北地方との連携・交流を深めていくほか、新幹線沿線の自治体等と連携し、冬期間の利用向上も含めたプロモーションを実施するなどして、北海道新幹線の更なる利用促進を図っていきます。



■ 北海道新幹線車両H5系

第17 航空・空港政策の推進

<航空港湾局航空課>

将来にわたり北海道の航空ネットワークを持続的に発展させていくためには、航空会社や空港ビル会社、二次交通事業者、行政、経済団体、道民など多様な主体が将来像を共有し、これまで以上に連携・協働した取組を進めていく必要があることから、道では、平成30年（2018年）3月に、北海道における航空ネットワークのあるべき姿とその実現に向けた方策を明らかにする「北海道航空ネットワークビジョン」を策定し、また、令和2年（2020年）1月からは北海道エアポート（株）による道内7空港の一括民間委託が開始されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、航空需要が大幅に落ち込むこととなり、航空業界は大変厳しい経営環境におかれたことから、道としては、まずは道内、国内を中心に回復に向けた取組を進めてきました。今後は更なる需要を創出するとともに、空港運営事業者である北海道エアポート(株)や市町村など関係者と連携し、航空ネットワークの充実・強化に資する取組を進めていきます。

1 国内航空ネットワークの充実・強化

広域分散型の地域構造である広大な北海道においては、航空路線が重要な高速移動手段になっており、道内の各空港と道外主要都市間を結ぶ路線や離島を含む道内路線は、道民生活をはじめ、経済活動、観光振興などにとって欠かせない重要な役割を担っていることから、今後の更なる航空需要の拡大を見据え、離島航空路線を含めた既存路線の維持・拡充はもちろんのこと、新規路線の誘致や空港人材の確保に資する取組など、航空ネットワークの充実・強化を図る施策の推進に取り組んでいきます。

(1) 地域航空ネットワークの形成

地域航空ネットワークの形成や利用促進を図るため、推進組織の活動を支援します。

また、道内外の航空ネットワークの充実や航空機の安定就航、利用者の利便性向上、道内空港の整備促進を図るため、関係機関との連絡調整を図ります。

(2) 離島航空路線の維持・確保

離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航空路線の維持・確保に向け、国や離島町と協調して離島航空路線を運航する航空会社に対する支援に取り組めます。

(3) 新規路線就航に向けた取組

道内地方空港への新規路線誘致及び誘客促進を図るため、新規就航する航空会社に対し、地上支援業務に要する経費を支援するなど、路線の誘致及び定着に向けた取組を進めていきます。

(4) 空港人材の確保に資する取組

航空地上支援業務の認知度向上や職業観の早期形成を目的として、地域の小学生から高校生までの若年層を対象に、空港の運用や航空機の運航を支える業務を見学、体験できる航空教室等を開催する事業者に対し支援を実施するなど、将来にわたる地域の空港人材の安定的な確保に資する取組を進めていきます。

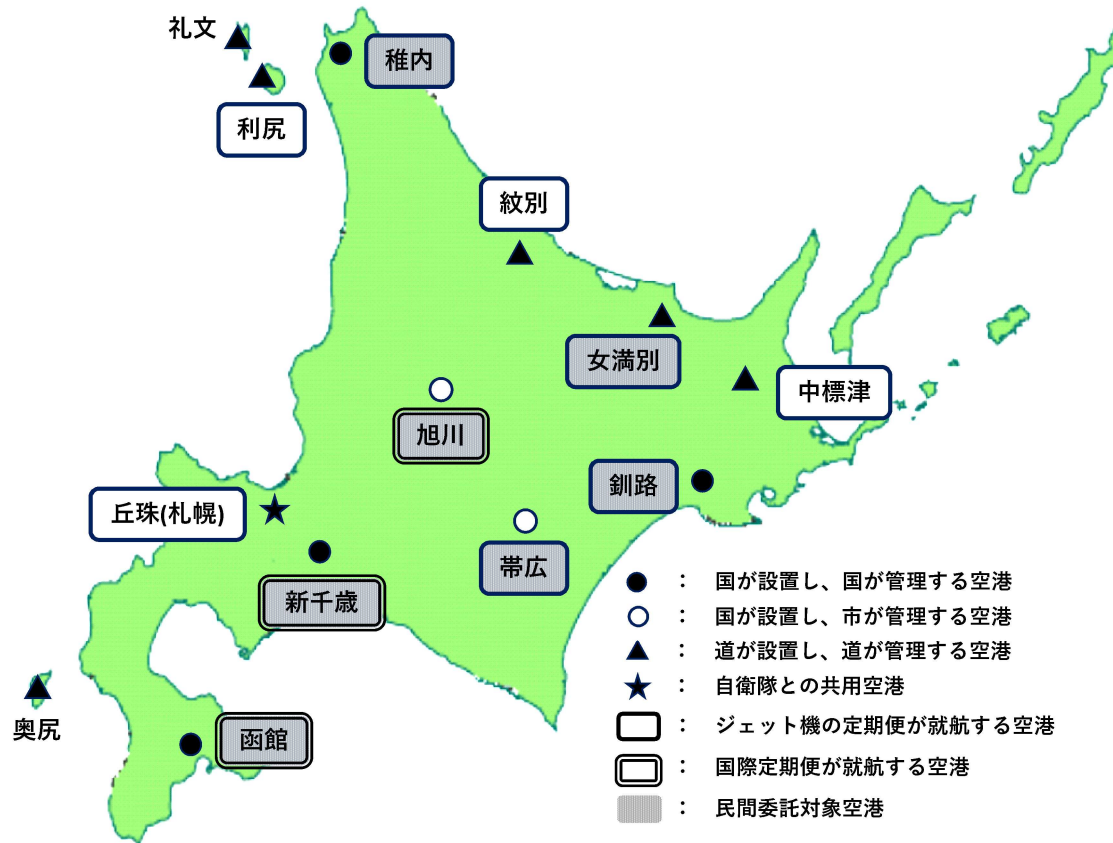
2 道内空港の機能強化

北海道には、国（国土交通省）が設置・管理する空港が4、国が設置し地元市が管理する空港が2、道が設置・管理する空港が6、防衛省との共用空港が1で、合計13の空港があります。

現在、北海道と国内外とを結ぶ航空ネットワークの充実・強化を図るため、空港施設の整備・改良等が進められていますが、より一層、航空機の安全・安定運航の確保や利用者の利便性向上が図られるよう、国や関係機関に道内空港の機能強化を要請していくとともに、道内13空港の連携を強化する取組を進めていきます。

また、丘珠空港では、空港と周辺住民が共存し、道内航空ネットワークの拠点空港としての機能を今後とも確保するため、札幌市が行う空港周辺の緑地整備事業に対し補助を行います。

道内空港の状況



空港名	滑走路	道外路線	道内路線
新千歳	A : 3,000m B : 3,000m	羽田、成田、伊丹、関西、中部、青森、秋田、花巻、仙台、福島、山形、茨城、静岡、松本、新潟、富山、小松、神戸、岡山、広島、出雲、徳島、福岡、那覇	稚内、釧路、函館、女満別、中標津、利尻
稚内	2,200m	羽田	新千歳
釧路	2,500m	羽田、中部、関西、伊丹	新千歳、丘珠
函館	3,000m	羽田、伊丹、中部	新千歳、丘珠、奥尻
旭川	2,500m	羽田、伊丹、中部、成田	
帯広	2,500m	羽田、中部	
女満別	2,500m	羽田、伊丹、関西、中部	新千歳、丘珠
中標津	2,000m	羽田	新千歳、丘珠
紋別	2,000m	羽田	
利尻	1,800m		新千歳、丘珠
礼文	800m		
奥尻	1,500m		函館、丘珠
丘珠(札幌)	1,500m	三沢、静岡、松本、小牧、秋田、新潟	釧路、函館、利尻、女満別、奥尻、中標津

3 新千歳空港の国際拠点空港化の推進

北海道の空の玄関口である新千歳空港は、国内外から年間2,460万人（2019年）にご利用いただくなど本道経済の活性化に大きな役割を果たしております。

新千歳空港における国際定期便は、東アジアとを結ぶ路線を中心に11路線週158便（令和6年3月時点）が運航されています。

海外からの観光客誘致などを推進し北海道経済の活性化につなげるため、北海道エアポートをはじめ、自治体や経済界等とも連携しながら、国際路線の誘致を進めるなど、北海道と世界を結ぶ国際的な交通ネットワークの形成に向けて取り組んでいきます。

(1) 国際航空定期便の誘致

北海道への観光客の増加が見込まれる東アジアや東南アジアのほか、長距離路線による新たな地域とのネットワーク形成に向けた新規誘致の取組を進めていきます。

(2) 空港施設・機能の整備・充実

国際線の急速な回復を見据え、国際線利用者の受入体制整備など新千歳空港の機能強化について、国などに働きかけを行うとともに、二次交通アクセスの充実、長距離路線の安定運航に必要な滑走路の整備に向けた検討など、空港施設・機能の充実に向けた検討・取組を進めていきます。

(3) 空港人材の確保

北海道エアポートが設置する「新千歳空港出入国体制強化ワーキンググループ」に参画し、関係事業者等と緊密に連携しながら、空港人材の確保に向けて取り組むなど、地上支援体制の維持・強化等の受入体制整備を進めていきます。

(4) 一部外国航空会社の航空機の乗り入れ制限の緩和

新千歳空港は航空自衛隊千歳基地と隣接しており、一部外国航空会社の航空機の乗り入れについては、曜日によっては特定の時間帯に限られていることから、国に働きかけを行うなど、乗り入れ制限の緩和に向けた取組を進めていきます。

(5) 24時間運用に係る空港周辺対策

新千歳空港の国際拠点空港化を推進する上で必要な24時間運用に関し、道と関係市、関係地域住民が合意し、平成27年10月に深夜・早朝時間帯の発着枠が、それまでの6枠から30枠に拡大されました。

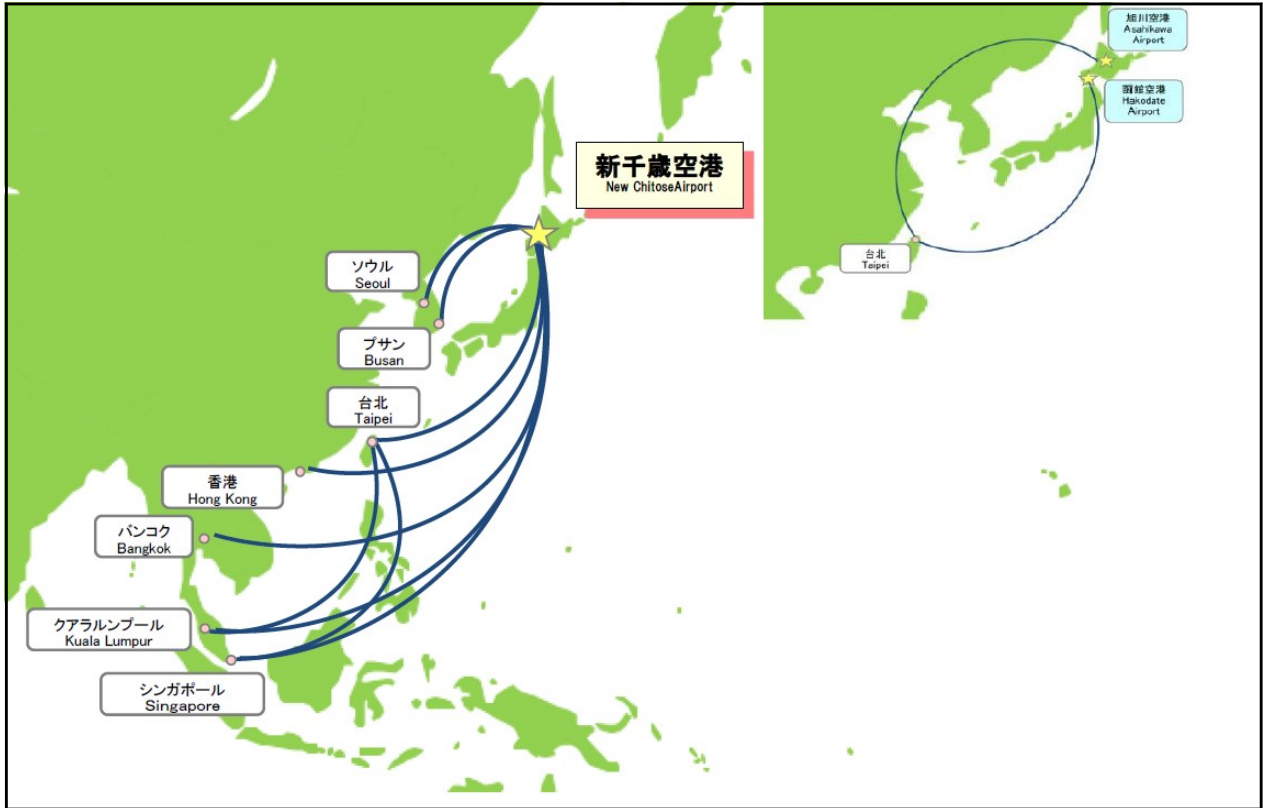
拡大された発着枠の運用に伴い必要となる、空港周辺地域における住宅防音対策と地域振興対策を実施するとともに、国際便やLCCなどの誘致に向けた取組を進めます。

4 地方空港の国際化

新千歳以外の地方空港については、函館空港、旭川空港では令和5年5月から台北との国際定期便が再開したほか、釧路空港では、令和6年1月に台北とのチャーター便が運航されました。

海外からの観光客誘致などを推進し、地域経済の活性化を図るため、北海道エアポートや空港所在自治体などと連携しながら、国際航空路線の誘致と受入環境の整備に取り組むとともに、感染症にも対応したC I Q体制の整備に向けた取組を国に要望するなど、道内空港の国際化を進めていきます。

[国際航空ネットワークの現況]



路線(route)		航空会社(airline)	往復/週(w)	路線(route)		航空会社(airline)	往復/週(w)		
新千歳 (CTS)	ソウル	ICN	大韓航空	7	新千歳 (CTS)	香港	香港航空	3	
			ティーウェイ航空	7			シンガポール (台北経由)	SIN (TPE)	スクート
			アジアナ航空	5		シンガポール (直行便)		SIN	スクート
			チェジュ航空	14		バンコク	BKK	タイ・エアアジアX	0
			ジンエアー	7				タイ国際航空	0
	釜山	PUS	エアプサン	3		クアラルンプール (台北経由)	KUL (TPE)	パティックエア・マレーシア	0
			ジンエアー	0	函館 (HKD)	台北	TPE	タイガーエア台湾	2
	台北	TPE	チャイナエアライン	7	旭川 (AKJ)	台北	TPE	タイガーエア台湾	1
			タイガーエア台湾【新】	7					
			スターラックス航空【新】	7					
			エバー航空	7					

(令和6年3月1日現在 航空課調べ)

5 道内空港の運営に係る民間委託の推進

道内7空港（新千歳、稚内、函館、釧路、旭川、帯広、女満別）の一括民間委託を通じて、道内空港の機能強化や本道の航空ネットワークの充実・強化を図るとともに、こうした取組を広域観光の振興や地域経済の活性化につなげていくため、空港運営事業者である北海道エアポート（株）、国、関係自治体など地域の関係者はもとより、民間委託を行わない6空港（丘珠、中標津、紋別、奥尻、利尻、礼文）とも連携し、取組を進めます。

6 港湾機能の充実・強化

港湾管理者である市町等と連携し、道内港湾の国際・国内物流の強化による港湾機能の充実を図るなど利用促進に向けた取組を推進します。

◇ 港湾整備



小樽港 第3号10頭岸壁 (-10m)

7 道管理空港の脱炭素化の推進

ゼロカーボン北海道の実現に向け、道管理空港において、空港施設・空港車両の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入などを推進していくための「空港脱炭素化推進計画」の策定や、航空灯火のLED化などの脱炭素化の取組を進めます。

8 道内港湾の脱炭素化の取組への支援

ゼロカーボン北海道の実現及びカーボンニュートラルポート（CNP）形成のため、各港湾管理者が港湾法に基づき作成する「港湾脱炭素化推進計画」の策定等に向けて、検討に必要なアドバイザーの派遣及び意見交換会等、気運醸成の取組について、支援を行います。

第18 部行政の総合調整等

＜総務課＞

1 部行政の企画及び総合調整

総合政策部の行政の企画及び総合調整を行います。

2 全国知事会等の対応

地方自治の円滑な運営と進展を図るため、他都府県との連絡調整を緊密にして、全国知事会及び北海道東北地方知事会等での議論や政策提言など、関係部と共に積極的に対応します。